

「土木工事施工管理基準」の令和7年10月版への改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として，九地整の施工管理基準(R7.4)に準拠する。
- ・県独自の規則，通知に基づくものはその規定に準じる。
- ・港湾漁港編については国交省，水産庁の基準に準拠する。

2 主な改定点(一般土木編)

		工種等	変更点
一般土木編	品質	6 既製杭工	基準書の更新による修正
		14 アスファルト舗装 現場密度の測定	維持工事等の取扱いについて追記
		33 路上再生路盤工 土の粒度試験	基準書の更新による修正
	出来形	7 地盤改良工	基準書の更新による修正
	写真	4 基礎工 既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)	基準書の更新による追加
港湾漁港編	品質	4. 防食材 4-1 アルミニウム合金陽極	港湾局・水産庁基準を準用 測定頻度の変更
	写真	15. 防食工 3) ペトロラタム被覆	港湾局・水産庁基準を準用 (素地調整) ・撮影箇所，撮影頻度，注意事項及び説明の変更 (被覆) ・名称変更 ・撮影項目 出来形の確認を廃止 ・撮影箇所，撮影頻度，注意事項及び説明の変更